

2024年度

J.S.A.ソムリエ・エクセレンス  
J.S.A.ワインエキスパート・エクセレンス 呼称資格認定試験

## 募集要項

Web出願用



申込締切：2024年7月12日(金) 17時59分 まで

※この募集要項は結果発表が終了するまでお手元にお持ちください。

受験番号	氏名

JAPAN Sommelier Association  
一般社団法人日本ソムリエ協会  
<https://www.sommelier.jp>

## 「食と酒類・飲料の楽しさを伝える人に」

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜わり、有難く厚くお礼申し上げます。当協会では1969年の発足以来、わが国における食文化に携わる人々の資質向上と飲料に関する知識の普及、サービス技術の向上、飲食を提供する環境の衛生的確保などに関する事業を行い、これらの事業を通じて、人々に食文化の向上および豊かな食生活を提供し、食文化に携わる人々の社会的な向上をはかり、広く社会へ貢献することを目的として活動して参りました。その一環として1985年にソムリエ資格を、1986年にワインアドバイザー資格を、そして1996年に一般愛好家の皆さまのために、ワインエキスパート資格を確立致して参りました。そして1990年以降その上位資格であるシニア資格試験を実施して参りました。2013年にはその資格試験制度の基盤をさらに強固な形に致したく、従来の資格試験との整合性を勘案し、シニア試験には上位資格としての位置づけを明確にし、認定バッジもリニューアルいたしました。

このたび、ソムリエ、ワインエキスパートの上位資格となる「2024年度J.S.A.ソムリエ・エクセレンス/J.S.A.ワインエキスパート・エクセレンス呼称資格認定試験」を実施いたします。2018年度まで「シニア呼称」として実施しておりましたが、2019年度より名称を「エクセレンス呼称」に変更いたしました。一次・二次試験と称さず、「筆記」「テイステイング」「実技/論述」とします。会場は東京のみ、日程は2日間となります。

ソムリエ・エクセレンスでは第二日程におけるテイステイング試験後すぐに採点し、通過者を発表、通過者のみが後半の実技試験に進むようになります。ワインエキスパート・エクセレンスでは第二日程にテイステイング、論述試験を行います。免除制度は従来通り、「筆記免除」「テイステイング免除」のカテゴリー分けをいたします。

有資格者の皆さまにおかれましては、業務の中で日々研鑽を積まれていらっしゃることは存じますが、主旨をご理解の上、受験くださいますようお願いいたします。

また、当協会へ未入会の皆さまにおかれましては、この機会に是非ともご入会をいただけますようご案内申し上げます。

敬具

2024年3月

一般社団法人日本ソムリエ協会

会長 田崎 真也

## 目次

会長挨拶・目次 .....	1
受験要項(出願期日、会場、受験料)/免除制度 .....	2～3
申込方法 .....	4
受験資格[ソムリエ・エクセレンス] .....	5
職務経歴書および従事証明書提出方法 .....	6～7
受験資格[ワインエキスパート・エクセレンス]/送付物 .....	8
入会のご案内 .....	9
試験当日の注意事項/持ち物/スケジュール/合格した方 .....	10～11
処分基準/不正行為/感染症対策 .....	12
認定バッジの取扱いについて .....	13

## 受験要項

### ■開催日程

	呼称	開催日	受験票発送	通過者・合格者発表
第一日程 (筆記)	ソムリエ・ エクセレンス	2024年10月 7日(月)	2024年9月下旬	試験日に 発表日を知
第二日程 (テイスティング、実技/論述)	ワインエキスパート・ エクセレンス	2024年11月25日(月)	ソムリエ・エクセレンス 受験者へ職務経歴書等 を同封します。	

### ■出願方法

**出願期間** 2024年 3月1日(金)10時 ~ 7月12日(金)17時59分まで

※締め切りを過ぎてからの出願・受験料のお支払いはできません。お時間に余裕をもって出願してください。

※締め切り直前の受験番号、認定番号、整理番号の照会には応じられません。

**Web出願** 「募集要項」を必ずお読みいただき、手順に沿って入力・支払い手続きを進めてください。同時入会手続きも可能です。

※2024年度免除権利がある方も出願手続きが必要です(直近で受験した年度の受験番号が必要)。

※同一呼称を重複して受験することはできません。

**会場** ※会場名は受験票に記載いたします。また7月中旬に当協会Webサイトで発表いたします。

第一日程	10月 7日(月)	東京
第二日程	11月25日(月)	

**■受験料** ※支払方法：クレジットカード・コンビニエンスストア・ペイジー(ATM)より選択

※今回の受験と同時に当協会へご入会いただける場合には、入会金が半額となり、受験料も会員価格でお申込みが可能です。

※受験料は税込金額、入会金および会費は不課税となります。

※最終合格者は、合格後、別途「認定登録料20,950円(うち消費税額等1,905円)」をお納めいただきます。

▼第一日程 筆記から受験される方(1名様料金・教本代込み) ※第二日程の受験料も含む

税込金額(うち消費税額等)	
会員	一般
17,720円(1,611円)	25,030円(2,275円)

同時入会の場合 入会+受験合算 ※試験と同時に入会される方は、P9を参照してください。				
3月入会	4月入会	5月入会	6月入会	7月入会
35,220円	33,970円	32,720円	31,470円	30,220円

※筆記試験から受験される方全員に教材として2024年度版日本ソムリエ協会教本(Book版および電子版)を配布いたします。電子版の閲覧につきましては、教本に同梱の「電子教材の閲覧方法」をご参照ください。

▼第二日程 【免除】テイスティングから受験される方(1名様料金) ※免除制度についてはP3を参照

税込金額(うち消費税額等)	
会員	一般
7,300円(663円)	14,210円(1,291円)

同時入会の場合 入会+受験合算 ※試験と同時に入会される方は、P9を参照してください。				
3月入会	4月入会	5月入会	6月入会	7月入会
24,800円	23,550円	22,300円	21,050円	19,800円

▼第二日程 【免除】実技/論述から受験される方(1名様料金) ※免除制度についてはP3を参照

税込金額(うち消費税額等)	
会員	一般
3,650円(331円)	7,100円(645円)

同時入会の場合 入会+受験合算 ※試験と同時に入会される方は、P9を参照してください。				
3月入会	4月入会	5月入会	6月入会	7月入会
21,150円	19,900円	18,650円	17,400円	16,150円

※テイスティング試験以降から受験される方(免除対象者)には日本ソムリエ協会教本は付いておりません。教本をご入用の場合は、当協会Webサイトよりお買い求めください。

《お支払いにあたっての注意事項》

- ※ 正会員の場合でも休会中の方、年会費を滞納されている方は、一般価格となります。
- ※ 基準日(2024年10月7日時点)において賛助会社に在籍の方は会員価格となります。各社ご担当者様へ「認証コード」を通知しておりますので、各自ご確認いただき、「賛助会員認証コード」欄へ必ず入力してください。入力なき場合、会員価格が適用されません。事後申請による差額返金はいたしかねます。
- ※ 賛助会員に限り、会社一括支払いを受付いたします。希望された場合、各社ご担当者様に「会社一括申込番号」を通知いたしますので、各自ご確認いただき「会社一括申込番号」欄へ入力してください。
- ※ 一度お支払いいただいた料金は返金いたしかねますので、金額をお確かめの上間違いのないようご入金ください。また次年度への振替・繰り越しはできません。
- ※ 支払い方法の変更はできません(クレジット・~~※~~コンビニ・ペイジー(ATM))。どうしても支払い方法の変更を希望される場合は1回目の出願を取り消し、再度初めから出願し直してください(出願受付期間内に限る)。
- ※ お支払いには期限があります。必ず期限内にお支払いをお願いいたします。支払期限を過ぎますと出願が取り消され、最初から出願し直す必要がございます。

**認定試験免除制度について**

《2020年～2023年度に受験された方》

2020年～2023年度に受験され、筆記またはテイスティング試験を通過された方は、同一呼称に限り、翌5年間のうち3回まで筆記またはテイスティング試験免除で受験いただけます。



- ※ ソムリエ・エクセレンス受験者で書類審査不合格の方は免除対象となりません。
- ※ 免除権利を適用する場合、直近で受験した年度の受験番号が必要です。
- ※ 免除権利がある場合、その権利を行使することが必須となります(筆記またはテイスティングの免除権利を有する方は、筆記またはテイスティングの受験はできません)。
- ※ 免除制度につきましては変更となる場合がございます。

**認定試験の流れ**

ソムリエ・エクセレンス



ワインエキスパート・エクセレンス



# 申込方法 ※出願時に発番される「整理番号」を必ずお控えください

出願前に必ずP5、P8の受験資格を確認してください。

## ① ネット出願ガイドスを必読

トップページ⇒受験要項【エクセレンス】⇒申込手順

(必要に応じて正会員募集、よくある質問をご確認ください。)

【一般】メールアドレスを登録してください(必須)。

受信したメールにある「出願登録用URL」より出願手続きを行ってください。

【正会員】会員サイトへログイン後、【Web出願】より出願してください。

※メールアドレスをお持ちでない場合、「Gmail」などのフリーメールアドレスを取得してください(フリーメールアドレスは迷惑メールフォルダに振り分けられたり、受信にお時間がかかる場合があります)。

※携帯電話やスマートフォンでのメール受信において、受信設定をされている場合、メールが届かないことがあります。「@sommelier.jp」「@52school.com」からのメールを受信できるようにしてください。

※申込後のメールが届かない場合、ホームページ「Q&A(認定試験・資格関連)」のQ6を参照してください。

## ② 受験者情報を入力

手順に沿って、自宅・勤務先情報などを入力してください。

受験される呼称資格、保有の資格名を選択し、「一般呼称」の情報(認定番号、認定年)を入力してください。

免除権利をお持ちの方は、直近の受験番号を確認の上、資格名を選択し受験番号等を入力してください。

賛助会員に在籍の方は、各社ご担当者様に「認証コード」をご確認の上、必ず入力してください。

会社一括支払いをご利用の場合、各社ご担当者様より「会社一括申込番号」を入手し入力してください。

※入力なき場合、いずれも権利適用外となります。

※2013年～2023年度において、シニア呼称・エクセレンス呼称に合格している資格を受験することはできません。

## ③ 今回の受験と同時に当協会へ入会される場合(任意)

今回の受験申込みと同時に当協会へ入会されますと、入会金が半額となり受験料も会員価格となります。

「正会員情報」欄で【同時入会する方】をクリックし、「入会月」を選択して次へお進みください。

※会員特典につきましてはP9を参照してください。

※2024年4月1日時点で27歳以下の方は初年度のみ入会金・会費が無料となります(過去にこの特典をご利用いただいていない方に限る)。

## ④ 身分証明書画像を準備

有効期限内の顔写真付き身分証明書を撮影し、アップロードしてください。 ※画像撮影・アップロード見本参照

【添付できる身分証明書】 下記いずれか1点

- 運転免許証 ●パスポート ●マイナンバーカード(写真のある表面のみ、裏面は不要)
- 住民基本台帳カード(写真つき) ●在留カード または 特別永住者証明書

上記身分証明書をお持ちでない場合、顔写真(3cm×4cm、6カ月以内に撮影したもの)1枚と下記いずれかの組み合わせを1枚の画像に収めアップロードしてください。

- 健康保険証+社員証 ●健康保険証+年金手帳
- 健康保険証+住民票(マイナンバーなし、3カ月以内) ●健康保険証+マイナンバー通知(個人番号消しこみ)
- 健康保険証+有効期限外の上記身分証明書(期限切れ後6カ月以内であれば顔写真の添付不要)

※氏名変更がある場合、変更事項記載面も必要です。住所変更のみの場合は不要です。

## ⑤ 受験料を決済

出願に引き続きお支払い決済画面に移ります。クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー(ATM)入金をご利用いただけます。

賛助会員に在籍の方(認証コードを入力した方)は、受験料が会員価格となります。「認証コード」の入力がない場合、一般価格となります。事後申請による差額返金はいたしかねますので必ず確認してください。

会社一括支払いをご利用の場合(会社一括申込番号を入力した場合)、出願時にお支払いはございません。在籍される会社でお支払いいただきます。

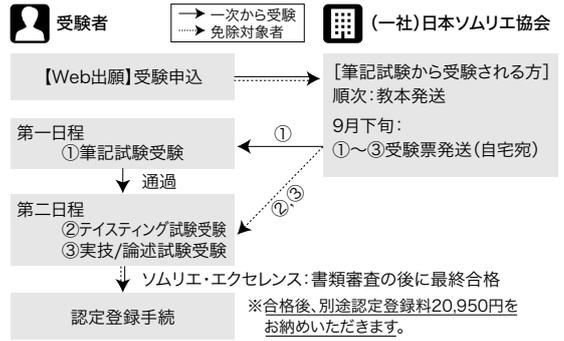
入会年の4月1日現在27歳以下で入会を希望される方は、受験料(会員価格)のみお支払い手続きを行ってください。

※一度お支払いいただいた料金は返金いたしかねますので、金額に間違いが無いようご注意ください。

※支払い方法を変更することはできません。コンビニ・ペイジー(ATM)入金からクレジットカードへ変更、またはクレジットカードからコンビニ・ペイジー(ATM)入金へ変更することはできません。

## ⑥ 申込受付締切：2024年7月12日(金) 17時59分まで

※締切りを過ぎてからの出願・受験料のお支払いはできません。



### お申込みにあたっての注意事項

- ・2024年度免除権利を保有の方も、出願手続きが必要です。
- ・海外にお住まいの方は日本の連絡先住所にてお申込みください。教本、受験票、弊会からの通知は国内住所のみへの発送となります。
- ・申込内容に不備がある場合は、メールまたは電話でご連絡いたします。その場合は速やかに修正の上、当協会まで連絡してください。不備が解消できるまで教材のお届けができません。
- ・お申込み後に自宅または勤務先が変わられた場合は、出願Webサイト「申込確認」へログインし、修正してください。正会員の方は「会員サイト」でも修正可能です。
- ・詐称が発覚した場合、試験合格を目的としない受験の場合、資格は調査の上抹消される場合があります。また、当該受験者および従事・職務経歴証明を行った勤務先からの受験申込は5年間受理いたしません。試験中、または終了後に不正行為・迷惑行為が発覚した場合も同様とします。

### 《個人情報の取り扱いについて》

申込者ご本人が出願時に入力された個人情報(氏名・生年月日・住所・電話番号(携帯電話含む)・メールアドレス等)および別途提出していただく書類(職務経歴書、従事証明書、給与明細など)は呼称資格認定試験の運営(教材、受験票、合否通知等の送付、ご本人からの問合せの回答)に使用いたします。法令で定める場合の他、ご本人の承認なしにほかの目的には使用いたしません。ご本人が出願時に入力された個人情報は2026年12月末に廃棄させていただきます。ただし、認定試験合格者は有資格者として登録させていただきます。当協会文書規定により保管させていただきます。また、会員以外の方で、当協会より通達事項がある場合、ご案内(郵送またはE-mail)を差し上げる場合もございます。



受験対象の事例

**基準日は2024年10月7日となります。**

- ・国籍は不問(海外に居住する場合も、日本国内に書類送付先があることが条件となります。)
- ・J.S.A.ソムリエおよびJ.S.A.ワインアドバイザー資格認定者
- ・**ソムリエおよびワインアドバイザー資格認定後3年目以降の方(1985～2021年認定)**
- ・ソムリエ・エクセレンス呼称を保有していない方(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます。)

※2013年～2023年にシニアソムリエ、シニアワインアドバイザー、ソムリエ・エクセレンス呼称に合格された方は受験不可(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます)。

※2012年以前にシニアソムリエ、シニアワインアドバイザーに合格された方は受験可。

**ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていることが必須条件となります(過去の経歴も含めた全ての期間)。**

〈ソムリエの職務〉 ◆酒類・飲料を提供する飲食サービス

- ◆酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造
- ◆酒類・飲料に携わる教育機関講師\*1
- ◆酒類・飲料に関するコンサルタント\*1

上述の条件を全て満たしており、上記いずれかのソムリエの職務を「**就労時間月90時間以上の勤務で通算10年以上**」経験し、**基準日(2024年10月7日時点)**においても同条件で従事している方

### 《注意事項》

- ◎ソムリエ受験時の経歴が基本となります。未申請分の過去の従事を新たに経験年数として加算することはできません(当時の経歴申請が正しくされなかったと判断されます)。
- ◎飲食サービス業の内容は、**料理を提供する場において**、酒類・飲料をサービスするものまたは調理従事者を指します。サービスを伴わない料理のみ製造・調理する場合は該当しません。
- ◎酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造、教育機関講師の内容は、**酒類・飲料の取り扱いを主とした職務**に携わる者を指します。
- ◎基準日において産休・育休中の場合、ソムリエ・エクセレンスの受験資格はございません。
- ◎「職務経歴書」には全てのソムリエ職種の経歴(ソムリエ受験時の経歴含む)を記入し提出いただきます。添付書類の提出が必要な方は、**ソムリエまたはワインアドバイザー認定後の経歴**について提出いただきます。
- ◎過去の経歴も含め正社員以外の従事を経験年数に加算する場合は、就労時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主たる収入であること)が条件となります(無給は不可)。その場合、**給与明細(1カ月分、コピー可)または従事証明書、必要に応じて青色申告決算書のコピー(専従者給与の内訳)または白色収支内訳書のコピー、確定申告書のコピー、源泉徴収票(コピー可)、所得課税証明書(コピー可)**などをご提出いただきます(いずれも、収受日付印またはe-Tax受信通知必須)。無給での従事は証明ができないため、従事年数として含めることができません。
- ◎過去の経歴も含め雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない、または職務内容や職種が「**その他ソムリエ職種**」の場合、

- 従事証明書をご提出いただきます。
- ◎過去の経歴も含め事業主の方が受験される場合は、以下の書類いずれかを提出していただきます。
  - 営業許可証のコピー ●酒類販売免許のコピー
  - また、必要に応じて**履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)**や**確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピー**などをご提出いただきます(教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は次項(\*1)をご参照ください)。
- ◎(\*1)過去の経歴も含め**酒類・飲料に携わる**専門学校や料理教室などの教育機関における講師または**酒類・飲料に関するコンサルティング業務**従事者が受験される場合は、以下の書類をご提出いただきます。準備時間を含め就労時間月90時間以上の従事が必要です。
  - ①従事証明書 ②月間スケジュール表・月間シフト表(勤務時間数の記載があるもの) ③業務内容の分かる会社概要・パンフレット
  - ④前年の確定申告書のコピー(収受日付印またはe-Tax受信通知必須)または該当勤務先で発行された前年の源泉徴収票(コピー可)
  - 代表者・主宰者は①～④に加え、**印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)**の提出が必要です。
- ※雇用形態に関わらず**職務内容、勤務時間数、主たる収入の確認のため、過去の経歴も含め必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。**
- ※出願時には書類提出の必要はありません。テスト・実技試験を受験される場合、指定期日内(P6参照)にご提出いただきます。

### J.S.A.ソムリエ呼称資格の定義

ソムリエとは飲食、酒類・飲料の仕入れ、管理、輸出入、流通、販売、教育機関、酒類製造のいずれかの分類に属し、酒類、飲料、食全般の専門的知識・テスト能力を有するプロフェッショナルを言う。

ソムリエの役割は、飲食店もしくは酒類・飲料を販売する施設におけるそれらの提供、ならびに商品の適切な紹介とサービスを中心に、啓蒙・普及・研究・教育を目的とした専門的なアドバイスや清潔で衛生的な食事環境の維持など広範に及ぶ。

ソムリエの資格はここで言う定義・役割・求められる能力に合うと認められた者に対して、然るべき機関(我が国においてはJ.S.A.)により認定される。

※通称として既に様々な「○○ソムリエ」として使用されているが、職業分類において正式な呼称ではない。

職種コード	ソムリエ・エクセレンス	[ホテル・旅館] [レストラン]  [バー] [航空会社] [ワインショップ] [飲料]  [飲料に携わる教育・料理教室講師・コンサルタント] [上記に該当しないソムリエ職種]	11. レストラン、宴会サービス 60. 調理 64. 代表者、事業主 12. サービス(フランス料理) 13. サービス(イタリア料理) 14. サービス(日本料理) 15. サービス(中国料理) 16. サービス(その他) 62. 調理 65. 代表者、事業主 17. サービス、調理 66. 代表者、事業主 18. 客室乗務員 63. その他(客室乗務員以外の飲料サービス職務) 19. 飲食スペースでのサービス 51. 飲料製造 52. 輸出入 53. 流通・卸 54. 販売 59. 管理・仕入れ 70. 代表者、事業主 55. コンサルタント 56. 講師 57. 主宰者 58. フードコーディネーター 69. その他ソムリエ職種
	ワインエキスパート・エクセレンス	その他[ソムリエ職種以外]	82. 会社員・公務員 83. 自営業 84. 派遣、パート・アルバイト 85. 学生 86. 無職

ソムリエ・エクセレンス受験の方へ

書類提出はテスト・実技試験に臨まれる方全員、受験の都度提出が必要です。「職務経歴書」および「添付書類」をコピーして保管されることをお勧めします。

【テスト・実技試験受験者のみ提出】

「職務経歴書」および「従事証明書や給与明細などの添付書類」を提出していただきます。

受付期間：2024年10月18日(金)～10月29日(火)必着

※書類作成(勤務先の証明印取得)に時間が掛かる場合、お早めに準備を行ってください。



9月下旬頃：受験票と共に送付

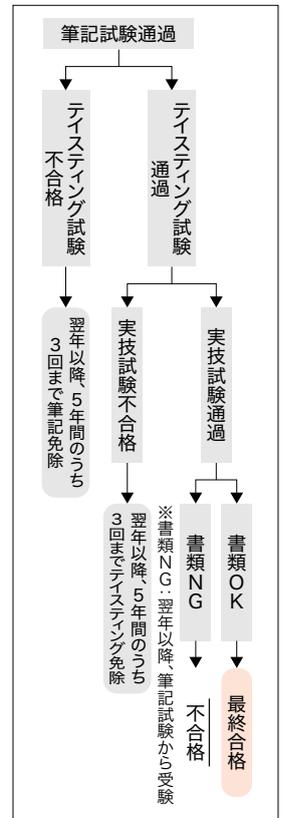
①職務経歴書、②従事証明書、③提出用封筒、④書類提出方法説明書をご自宅宛に郵送します。筆記試験を通過された方(テスト・実技試験受験者)は④書類提出方法説明書をよくお読みになり、⑤に2024年10月7日時点で在籍する会社で証明・押印をいただき、その他必要に応じて別途書類(⑥従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、印鑑登録証明書、月間スケジュール表・シフト表、確定申告書または源泉徴収票など)を準備してください。

10月29日(火)必着：①職務経歴書および必要に応じて別途書類(⑥従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、印鑑登録証明書、月間スケジュール表・シフト表など)を③提出用封筒に入れ、送付してください。

ご 注 意

- ※ 筆記試験が不合格の場合、書類の提出は必要ありません。
- ※ 職務経歴書は「ソムリエ・エクセレンス」テスト・実技試験を受験される方に必ず提出していただきます。「職務経歴書」には過去の経歴も含め現在の勤務先で証明を得てください。ただし過去の経歴を現在の勤務先に提出されていることが前提です。
- ※ ソムリエまたはワインアドバイザー資格取得後、過去の経歴を含めソムリエ対象職種(「正社員以外」「事業主」「特定の職種(その他ソムリエ職種、教育機関講師、コンサルタント)」)が含まれる場合は各種添付書類(従事証明書、給与明細、営業許可証または酒類販売免許のコピー、月間スケジュール表・シフト表など)を必ずご提出いただきます。また、必要に応じてメニューリスト、会社パンフレット、確定申告書または源泉徴収票、印鑑登録証明書等を提出していただく場合があります。各種書類の取得に時間を要すると想定される場合は、お早めに準備を進めることをお勧めします。
- ※ 提出書類に虚偽内容、未提出の書類があった場合、「書類審査不合格」となり、最終合格なりませんのでご注意ください。
- ※ 提出書類に不備があった場合、電話での確認、または書類を(自宅宛)返却させていただく場合もございますので、ご留意ください。再提出を求められた場合、提出の猶予期間は1週間となります。
- ※ 以下の場合、受験申込を受理しない、または最終合格なりません。また合格および認定後に発覚した場合は、資格は調査の上、抹消される場合があります。
- ・ 出願期間中に受験申込が完了しなかった場合

- ・ 各呼称の受験資格を満たさない場合(ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていることが必須条件であり、これに該当しない場合など)
  - ・ (ソムリエ・エクセレンスのみ)職務経歴書に正しい経歴を記載しなかった場合
  - ・ (ソムリエ・エクセレンスのみ)職務経歴書に基準日(2024年10月7日時点)で在籍していた勤務先から正しく「会社実印」または「会社代表者実印」が押印されていない場合
  - ・ (ソムリエ・エクセレンスのみ)10月29日(火)までに職務経歴書および必要書類を提出できなかった、または提出されても書類不備がある場合
  - ・ 詐称が発覚した場合
  - ・ 試験合格を目的としない受験の場合
  - ・ 試験問題・解答を第三者へ提供、または開示・漏洩した場合
  - ・ 試験中、または終了後に不正行為・迷惑行為が発覚した場合
- 〈重要〉期間内に書類を提出されなかった、また提出された書類が規定どおり正しく記載されていない、または受験資格を満たしていない場合、「書類審査不合格」となります。書類が整わないまま(書類未提出、書類不備、受験資格なし)実技試験を受験し、通過されますと「最終合格」とならない上、それまでの免除権利が失効します(次年度以降の免除権利は付与されません)。書類審査結果を含めた実技試験通過者を最終合格者として当協会Webサイトに掲載いたします。



正社員以外、または特定の職種に該当する場合、別途書類が必要です。

新型コロナウイルスの影響がある場合、該当に☑または付記し、期間を記入してください。

職務内容には酒類・飲料との関わりを詳しく明記してください。

・ ソムリエまたはワインアドバイザー資格取得後の経歴について、正社員以外の従事(事業主は除く)の場合、右見本の従事証明書または給与明細(1カ月分)を提出してください。

・ 雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない、または職務内容や職種が「その他ソムリエ職種」の場合、従事証明書を提出してください。

・ 事業主の方は営業許可証または酒類販売免許のコピーを提出してください。

・ 教育機関講師、コンサルタントの方は従事証明書と月間スケジュール表および教室/会社パンフレット、確定申告書(収受日付印またはe-Tax受信通知必須)または該当勤務先で発行された源泉徴収票を提出してください。代表者・主宰者の方は加えて印鑑登録証明書を提出してください。

・ 各経歴を合算し、通算経過年数を記入してください。月90時間に満たない従事または正社員以外や特定の職種の従事で、別途書類を提出できない場合は、通算経過年数より除外し、「なし(準備できない)」と記入してください。

・ 過去の産休・育休の期間は、勤務先で従事の経過年数として認める場合のみ、通算経過年数に含めることができます。基準日において産休・育休中の場合、ソムリエ・エクセレンス試験は受験できません。

見本 ①職務経歴書

見本 ②従事証明書

・ ソムリエまたはワインアドバイザー資格取得後の経歴について、正社員以外の従事(事業主は除く)を通算経過年数に加算する場合、ソムリエ職種として月90時間以上従事していることの証明が必要です。給与明細(1カ月分)を準備できない場合、準備できても月間勤務時間数など詳細が書かれていない場合には左見本②従事証明書を提出してください。

・ 正社員であっても新型コロナウイルスの影響に伴い、会社の指示・命令により、他社(異業種含む)へ在籍出向、または月間の勤務時間が90時間に満たない従事、会社都合により退職した(退職後従事していないこと)場合は「従事証明書」を提出してください。勤務時間数には通常の勤務時の時間数を記入してください。

・ 従事証明書の取得に時間を要する方は、早めに準備することをお勧めします。

・ 受付期間外の提出は受理いたしません。

2024年10月7日において所属していた勤務先より証明印を得てください。

雇用形態に関わらず書類から読み取れない場合は、別途書類を求められます。

「会社実印」

「実印」と判断できない場合には返却いたします。

職務経歴証明および従事証明押印見本

1. 会社名(店鋪名をカッコ書き)、代表者役職と氏名、所在地、TELの内容をゴム印押印または手書きしてください。
2. 右図A、Bの見本のように必ず「会社実印」または「会社代表者実印」を朱肉で押印してください。

※ 角印や認印などの三文判、シヤチハタでの押印は不可  
※ 受験される方が「会社代表者」に当たる場合は、「営業許可証のコピー」「酒類販売免許のコピー」必要に応じて「印鑑登録証明書(コピー)」をご提出ください。

A

一般社団法人日本ソムリエ協会  
〒101-0042 東京都千代田区神田常盤松1-17-3  
JSAビル2F  
TEL 03-3256-2020 FAX 03-3256-2022  
代表取締役 田崎真也

B

一般社団法人日本ソムリエ協会  
〒101-0042 東京都千代田区神田常盤松下町17-3  
JSAビル2F  
TEL 03-3256-2020 FAX 03-3256-2022  
代表取締役 田崎真也

代表者(所属長)の役職および氏名を明記

「会社代表者実印」

## 【ソムリエ・エクセレンス受験対象】職務経歴書に加え「その他必要書類」が求められる事例



受験対象の事例

ソムリエまたはワインアドバイザー認定後の経歴について、過去の経歴も含め「正社員以外、または特定の職種」の従事を職務経歴・経過年数に加工する場合は、**酒類・飲料に携わる職務に就労時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(ソムリエの職務が主たる収入であり、全収入の60%以上であること)が条件**となり、**別途書類**を提出できる場合のみ含めることができます。提出なき場合、その間を経験年数から差し引かせていただきます。

※ソムリエ、ワインアドバイザー受験時に申告していない過去の経歴を経験年数として追加することはできません。

ソムリエ、ワインアドバイザー認定後の経歴について 正社員以外、または特定の職種				
契約社員、パート・アルバイト、派遣	事業主(代表者/主宰者)	専従者	客室乗務員、その他ソムリエ職種	料理教室・教育機関の講師、コンサルタント
・従事証明書 ・給与明細(1カ月分、コピー可、勤務時間数表記必須、現職の場合は2024年10月7日以前のもの) 上記いずれか ※かけもち勤務の場合のみ上記両方を提出 ※1	・営業許可証のコピー ・酒類販売免許のコピー(現職の場合は有効期間内のもの) 上記いずれか ※教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は右記※4をご参照 ※必要に応じて、履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)、確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピーなどを提出 ※2	①従事証明書 ②青色申告決算書のコピー(専従者給与の内訳)または白色収支内訳書のコピー ①、②両方	・従事証明書 ※客室乗務員: 契約社員期間の従事証明書を提出 ※全ての雇用形態: 勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない方、職務内容や職種が「その他ソムリエ職種」に該当の方は従事証明書を提出 ※3	①従事証明書 ②月間スケジュール表・月間シフト表 ③教室・学校・会社の概要、パンフレット ④確定申告書のコピー(収受日付印またはe-Tax受信通知必須)または該当勤務先で発行された源泉徴収票(コピー可) ①～④全て ※代表者・主宰者は①～④+ 印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可) ※4

### 雇用形態に「契約社員」「パート/アルバイト」「派遣」が含まれる場合 ※1

- ⇒『従事証明書』『給与明細(1カ月分、コピー可、現職の場合は2024年10月7日以前のもの)』いずれか提出必須  
 受験資格となる条件(就労時間月90時間以上の従事)をクリアされているかを確認するため、『従事証明書』『給与明細(1カ月分、コピー可)』のいずれかを提出してください。
- ※ いずれも発行元の「会社名(代表者名)」「発行年月(日)」「受験者氏名」「月間勤務時間」の記載が必須です。
- ※ 受験票送付時にお送りする「従事証明書」をソムリエ・ワインアドバイザー認定以降で該当する全ての勤務先に提出し、勤務先にて必要事項を全て記入、会社実印または会社代表者の実印を押印いただき(筆記試験が不合格の場合、提出は不要です)。
- ※ 「給与明細(1カ月分、コピー可)」を提出できる場合には、「従事証明書」を提出する必要はありません。ただし、給与明細に会社名、支給年月、受給者名、月間勤務時間数が記載してある場合に限ります(後から手書き付記したものは不可)。時間数が確認できない場合には「従事証明書」をご用意ください。
- ※ 専従者は従事証明書に加え白色または青色申告決算書(専従者給与の内訳など)の提出が必要です。
- ※ 「職務経歴書」には過去の経歴も含め現在の勤務先で証明を得てください。ただし過去の経歴を現在の勤務先に提出されていることが前提です。

### 派遣社員の場合 ※1

- ⇒ 派遣元(登録会社)から発行される『従事証明書』または『給与明細(1カ月分、コピー可)』いずれか提出必須

### 複数の企業においてかけもち勤務され、雇用形態が様々であった場合 ※1

- ⇒ かけもち勤務されていた勤務先の『従事証明書』および同年月の『給与明細(1カ月分、コピー可)』の両方の提出必須、合算して月90時間以上をクリアしている期間のみを従事年数としてカウント可
- 複数の会社でかけもち勤務され、従事期間がまたがる場合、該当する勤務先から発行された「従事証明書」と同じ年月の「給与明細(1カ月分、コピー可)」の両方を提出してください。かけもちでない期間について、片方のみで月90時間に満たない月は、従事期間として申請できません。合算して月90時間以上をクリアしている期間のみを申請してください。

### 正社員以外で勤務していた過去の勤務先が閉店している場合 ※1

- ⇒『従事証明書』『給与明細(1カ月分、コピー可)』いずれか提出必須  
 “正社員以外の従事”を通常経験年数に加工する場合、「給与明細」があれば1カ月分のコピー(会社名、支給年月、受給者名、月間勤務時間数の確認できるもの)を添付いただければ証明となります。「給与明細」がない場合には、その当時の上司に当たると連絡が取れ、「従事証明書」に記入してもらい、当時の役職名、氏名、その方のご実印を押印いただければ「従事証明書」として成立します。入手できない場合、その間を経歴に加工することはできません。

### 受験者ご本人が「事業主(代表者、主宰者)」である場合 ※2

- ⇒『営業許可証のコピー』『酒類販売免許のコピー』いずれか提出必須(現職の場合は有効期限内のもの)、教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者のみ『印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)』の提出必須  
 主たる事業が酒類・飲料を取り扱う事業であること、かつ全収入の60%以上をその職務より得ていることが条件となります。過去の経歴も含め従事の証明として、第三者による証明が必要となります。事業主である場合、「営業許可証のコピー」または「酒類販売免許のコピー」のいずれかを提出してください。  
 必要に応じて、履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)、確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピーなどを提出していただきます。

### 日本の航空会社に客室乗務員として勤務している/していた場合 ※3

- ⇒『従事証明書』の提出必須  
 日本の航空会社に勤務の場合、入社から数年は「契約社員雇用」である方が多数を占める状況であります。「契約社員」期間も経験年数に含める場合、職務経歴欄に契約社員と正社員の期間を分けて記入し、契約社員期間分について「従事証明書」を提出してください(会社発行の書式でも可)。その期間を通常経験年数に加工されない場合は提出いただかなくても結構です。

### 酒類・飲料に携わる専門学校や料理教室など教育機関における講師、飲料・飲食に関するコンサルタントに従事する場合 ※4

- ⇒①『従事証明書』、②講座または業務の『月間スケジュール表・月間シフト表(時間数の記載があるもの/勤務先の証明印必須)』、③教室・学校・会社の概要や事業内容が分かる『パンフレット』、④『確定申告書のコピー(収受日付印またはe-Tax受信通知必須)』または『該当勤務先で発行された源泉徴収票(コピー可)』を提出  
 準備期間も含め、酒類・飲料に携わる職務に月90時間以上従事されていること、かつ全収入の60%以上をその職務より得ていることが条件となります。代表者・主宰者の方は上記に加え「印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)」を提出してください。

### 新型コロナウイルスの影響により異業種へ在籍出向、規定時間に満たない従事、退職となった場合

- ⇒『従事証明書』の提出必須  
 会社の指示・命令により、他社(異業種含む)へ在籍出向となった場合、テレワーク勤務や時短勤務、一時休業となり勤務時間が月90時間に満たない場合、会社都合による退職の場合(退職後従事していない場合に限る)、在籍の会社(出向の場合: 出向元/退職の場合: 当時の会社)より発行される「従事証明書」を提出していただく事により、その間の従事を経験年数に含めることができます。新型コロナウイルス感染症に伴う会社指示・命令による場合のみ適用されます。ご本人の自主的な休暇や時短勤務等は対象外となります。

### 複数の拠点(支店・事業所)のある企業に従事されている場合

- ⇒実勤務先における支店・事業所長による押印でも可  
 本社の代表者・事業主の方に押印を頂くことが難しい場合、その支店・事業所長の方による会社実印または事業所代表者の実印の押印でも構いません。受験者本人が支店・事業所長である場合は、本社代表者・事業主の方による証明が必要です。

### 勤務先が外資系企業の場合

- ⇒外資系企業で実印が無い場合は、代表者または所属長のサインで代用可  
 職務経歴証明欄の手続きが難しい場合は、会社レターヘッド用紙に勤務先情報、雇用形態、従事期間、職務内容、勤務時間数の内容を盛り込み、代表者または所属長のサイン(役職および氏名)を入れてご提出ください。

### 証明書類に勤務先情報の記載がない場合

- ⇒該当の勤務先情報は必須  
 発行元の会社名、代表者名、所在地、発行年月日の入らない添付書類は無効です。その書類を有効とするためには会社代表者による署名・捺印が必要となります。

# J.S.A.ワインエキスパート・エクセレンス

## 受験資格

### 基準日(2024年10月7日時点)において満30歳以上の方

- ・ 国籍は不問(海外に居住する場合も、日本国内に書類送付先があることが条件となります。)
- ・ J.S.A.ワインエキスパート資格認定者
- ・ **ワインエキスパート資格認定後5年目以降の方(1996～2019年認定)**
- ・ ワインエキスパート・エクセレンス呼称を保有していない方

※ 2013年～2023年にシニアワインエキスパート、ワインエキスパート・エクセレンスに合格された方は受験不可(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます)。

※ 2012年以前にシニアワインエキスパートに合格された方は受験可。

### J.S.A.ワインエキスパート呼称資格の定義

ワインエキスパートとは酒類、飲料、食全般の専門的知識・テイasting能力を有する者を言う。プロフェッショナルな資格ではないので職業は問わず、むしろ愛好家が主な対象となる。我が国においてはJ.S.A.が、ここで言う定義・役割・求められる能力に適うと認められた者に対してワインエキスパートの資格を認定している。

## 送付物

教本	<p><b>受験申込み受理後、2週間前後で発送 ※筆記試験受験者のみ</b></p> <p>申込受理後(出願内容に不備がなく、受験料お支払い完了時点より)2週間前後で希望送付先(国内に限る)へ“宅急便”にてお送りいたします。到着時に①教本②教材送付状③電子教材の閲覧方法が封入されているか、<u>出願した呼称に間違いがないか必ず中身をご確認ください</u>。不足の場合には即時ご連絡ください。</p> <p>※ 電子版でもご覧いただけます(閲覧期間:教材到着～2026年12月31日迄)。 アクセス方法は③電子教材の閲覧方法をご確認ください。</p> <p>※ テイasting・実技/論述試験から受験される方には「2024年度日本ソムリエ協会教本」は付いておりません。教本をご入用の場合は、当協会Webサイトよりお買い求めください。</p>	 電子書籍
受験票	<p><b>【全受験者】 9月下旬頃発送</b></p> <p>申込時に入力いただいたご自宅宛へ“特定記録郵便”にて郵送いたします。</p> <p>※ 万が一9月末日までに到着していない、書類に不足がある場合には当協会までお問い合わせください。連絡なき場合、追跡調査の上、到着済とみなします。以降は有料での再発行となります。</p> <p>ソムリエ・エクセレンス受験者へ 「職務経歴書」「従事証明書」「提出用封筒」「書類提出方法説明書」を同封いたします。テイasting・実技試験受験者は期日(10月29日)までに提出いただきます。</p>	
結果通知	<p>試験終了後、ご自宅宛へ“特定記録郵便”にて郵送いたします。</p> <p>結果通知の発送日は各試験日当日にお知らせいたします。</p>	

※ 宅急便または特定記録郵便到着後不在票が入っていた場合、速やかに再配達の手配を行ってください。保管期間経過後、および住所入力間違い・未入力(番地、階、部屋番号、マンション名など)による再発送の送料は受験者様負担とさせていただきます。

## (一社)日本ソムリエ協会 正会員募集のお知らせ

今回の受験申込みと同時に当協会へ入会される方は

**入会金が半額となり受験料も会員価格**でお申込みいただけます

※入会年の4月1日現在で27歳以下の方は初年度のみ入会金・会費が無料となります

### ■ 入会資格

資格の有無・業種にかかわらず、20歳以上の方ならどなたでも入会できます。

### ■ 会員特典

1. 日本および世界各国の酒類・飲料情報、ソムリエ情報満載の機関誌「Sommelier」(隔月刊)の送付
2. 各支部の例会セミナーへの無料参加
3. 各種ご案内の送付(例会セミナー、認定試験、各種コンクール、各国大使館または賛助会社主催によるテイastingセミナーおよび試飲会等)
4. 資格保有者による全日本最優秀ソムリエコンクール、全日本J.S.A.ワインエキスパートコンクール、J.S.A. SAKE DIPLOMAコンクールへの参加
5. 若手(27歳以下)ソムリエ育成を目的としたJ.S.A.ソムリエ・スカラシップへの参加
6. International A.S.I. Sommelier Diploma認定試験の受験資格、J.S.A.ワイン検定/J.S.A.SAKE検定講師認定セミナーの受講資格(ワインエキスパート/SAKE DIPLOMAおよびSAKE DIPLOMA INTERNATIONAL有資格者に限る)
7. 催事(分科会、懇親会等)の参加費、認定試験の受験料、教材等を会員価格にてご提供
8. 会員サイトの閲覧・利用、メールマガジンにて最新情報の配信

### ■ 入会金・会費(次年度以降は年会費15,000円となります)

入会金 10,000円 ※認定試験申込みと同時に入会の場合 5,000円

会費 入会月により金額が異なります。

(3月：12,500円、4月：11,250円、5月：10,000円、6月：8,750円、7月：7,500円)

※入会年の4月1日現在で27歳以下の方は初年度のみ入会金・会費が無料となります(過去にこの特典をご利用いただいていない方に限ります)。

入会月	3月	4月	5月	6月	7月
<b>【筆記から】</b> 決済金額(入会金半額+会費+受験料)	35,220円	33,970円	32,720円	31,470円	30,220円
<b>【テイastingから】</b> 決済金額(入会金半額+会費+受験料)	24,800円	23,550円	22,300円	21,050円	19,800円
<b>【実技/論述から】</b> 決済金額(入会金半額+会費+受験料)	21,150円	19,900円	18,650円	17,400円	16,150円

※上記金額は入会金と会費、受験料が含まれております。受験料は税込金額、入会金および会費は不課税となります。

### ■ 申込み方法

今回の受験にあたり同時に入会手続きをされる方は、入会金が半額となり受験料が会員価格でお申込みいただけます。

#### Web出願の場合

受験申込みと同時に入会の手続きを行ってください。

受験料と入会に伴う費用(入会金半額5,000円+会費)を併せて決済いただきます。

「正会員情報」欄で【同時入会する方】をクリックし、「入会月」を選択して次へお進みください。

※会社一括払いを適用される場合、在籍される会社に「会社一括申込番号」を確認の上お申し込みください。受験料と入会に伴う費用を併せて在籍される会社でお支払いいただきます。

## 試験当日の注意事項

### 《試験当日の注意事項》

- ・ 全席指定席となります。
- ・ 受験票をお忘れになると受験できません。紛失、忘れた場合は有料(2,000円+送料ご負担)にて再発行いたします。
- ・ 筆記用具・備品の貸し出しは一切いたしません。必ずご自身でご用意ください。
- ・ 携帯電話などの通信機器は試験室へ入室前に電源をお切りください。時計として使用することはできません。時計(腕時計・スマートウォッチ含む)の使用も禁止とさせていただきます。全てカバンの中にしめてください。
- ・ 当日の遅刻は原則として認めません。止むを得ない事情(電車遅延など)がある場合は、当協会事務局へ電話連絡を入れ、証明書をお持ちになりお越しください。試験終了時刻を過ぎての到着見込みの際は、ご受験いただけない場合がございます。
- ・ 会場では室温の微調整ができません。温度調節のできる服装でお越しください。
- ・ 香水や香料を含む整髪料の使用はご遠慮ください(テイस्टイングの妨げとなる場合がございます)。
- ・ 試験室内での迷惑行為(大声での会話、音楽機器の音もれ、机・座席を揺らす、はげしい咳など)は禁止いたします。また、試験会場フロアおよび試験室内での撮影・録音も固く禁止いたします。
- ・ 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当協会Webサイトにて告示し、当該受験者に受験料を返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

### 《来場に際してのお願い》

- ・ 開場の30分前よりご来場ください。
- ・ 毎年開場時間より大幅に早く到着される受験者がいらっしゃいます。待機場所はございません。受験会場には公共施設を利用しておりますことから、他の利用者様のご迷惑とならないよう、会場到着時間にご配慮いただきますようお願いいたします。また、第二日程ではテイस्टイングがございますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ ロビーや通路などの床(地べた)に座り込む行為は、利用会場のご迷惑になりますのでご遠慮ください。
- ・ 受験者以外の方(ご家族、ご友人、ご勤務先関係者、ワインスクール関係者)のご来場、試験室・控室フロアへの立ち入りは固くお断りいたします。
- ・ 公共の場(特にロビーや通路など)を長時間にわたり独占する迷惑行為(受験者の送迎、付き添い、待ち合わせ、円陣を組む、気合いを入れる、大声を出す等)は禁止いたします。確認した際は、受験者を失格とする場合がございますので十分ご注意ください。

## 持ち物/スケジュール

### 第一日程(筆記試験)

#### ▼ 開催日

2024年10月7日(月)

#### ▼ 会場

東京のみ

※ 会場名は受験票に記載いたします。  
7月中に当協会Webサイトで発表いたします。

#### ▼ 試験内容

##### 筆記試験

2024年度日本ソムリエ協会教本を中心とした(記載事項に限らない)、シェフソムリエ、チーフ(販売、バイヤーなど)、教育、啓蒙に携わるプロフェッショナルおよび上位エキスパートに求められる基礎知識および周辺知識について。一部英語の設問もございます。

#### ▼ 持ち物

##### ① 受験票

##### ② 筆記用具(黒の鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)

※ 筆記用具・備品の貸し出しは一切いたしません。必ずご自身でご用意ください。

※ 時計(腕時計・スマートウォッチ含む)の使用は禁止とさせていただきます。

#### ▼ タイムスケジュール

※ 運営の都合上タイムスケジュールは変更となる場合がございます。

	11:30	開場
エクセレンス 呼称	11:40～	オリエンテーション
	11:50～13:00	筆記試験(70分)
	13:10	解散

#### ▼ 合格発表

筆記試験通過者の受験番号を当協会Webサイトにて発表し、後日ご自宅宛へ特定記録郵便にて「結果通知」を送付いたします。試験の採点結果に関する照会には一切応じられませんのでご了承ください。

## 第二日程(テスト、実技/論述試験)

### ▼ 開催日

2024年11月25日(月)

### ▼ 会場

東京のみ

※会場名は受験票に記載いたします。  
7月中に当協会Webサイトで発表  
いたします。

### ▼ 試験内容

〈ソムリエ・エクセレンス〉

- ① ティスティング試験
- ② 実技試験

サービス：シェフソムリエ業務、プレゼンテーション、接客

口頭試問：基礎知識(教本の記載事項に限らない)、販売、接客、プレゼンテーション

〈ワインエキスパート・エクセレンス〉

- ① ティスティング試験
- ② 論述試験：ワインおよび産地に対する理解力、伝達能力について

※ ティスティングでは「国際規格ティスティンググラス」を使用いたします。グラスの素材についてはLiugi Bormioli(ルイジボルミオリ)でSparkx(スパークス)と名づけられた生地で、鉛や重金属を含まないソーダライムガラスです。

### ▼ 持ち物

- ① 受験票
- ② 筆記用具(黒の鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)
- ③ 〈ソムリエ・エクセレンスのみ〉
  - ユニフォーム(業務時着用のもの、またはそれに準ずるもの)
  - リトール
  - ソムリエナイフ

※ 筆記用具・備品の貸し出しは一切致しません。必ずご自身でご用意ください。  
※ 時計(腕時計・スマートウォッチ含む)の使用は禁止とさせていただきます。

### ▼ タイムスケジュール

※ 運営の都合上タイムスケジュールは変更となる場合がございます。

ソムリエ・ エクセレンス	10:20	開場
	10:30～	オリエンテーション
	10:40～11:30	ティスティング試験(50分)
	11:35～	休憩・着替え
	13:45	※ティスティング試験免除の方着席 ティスティング通過者発表
ワイン エキスパート・ エクセレンス	13:50～	オリエンテーション
	14:00～順次	実技試験
	(最終16:30頃)	
	10:20	開場
	10:30～	オリエンテーション
ソムリエ・ エクセレンス	10:40～11:30	ティスティング試験(50分)
	11:30	※ティスティング試験免除の方着席
	11:35～12:05	論述試験(30分)
	12:10	解散

### ▼ 合格発表

- 最終合格者の受験番号を当協会Webサイトに発表し、後日ご自宅宛へ特定記録郵便にて「結果通知」を発送いたします。試験の採点結果に関する照会には一切応じられませんのでご了承ください。
- 実技試験を通過されたソムリエ・エクセレンスを受験者は、「書類審査」が加わります。「職務経歴書」および「給与明細や従事証明書などの添付書類」を10月29日(火)までに提出していただきます(P6～7参照)。

期間内に書類を提出されなかった、また提出された書類が規定どおり正しく記載されていない、または受験資格を満たしていない場合、「書類審査不合格」となります。

書類が整わないまま(書類未提出、書類不備、受験資格なし)実技試験を受験し、通過されますと「最終合格」とならない上、それまでの免除権利が失効します(次年度以降の免除権利は付与されません)。なお、その内容は「結果通知」に記載し通知いたします。

## 合格した方

最終合格者へ「合格通知」および「認定登録申請書」をお送りいたします。「認定登録料」として20,950円(うち消費税額等1,905円)を申し受けます。認定登録手続きをされた方へ後日認定証および資格認定カード、認定バッジを送付いたします(1月予定)。

※氏名が特殊漢字の方は、試験合格後、別途当協会事務局までお申し出ください。

認定証・資格認定カードは可能な限り正しい漢字で作成させていただきます(旧字・外字等で対応出来ない場合は、代替の漢字・カナに置き換えさせていただきます)。

[ソムリエ・エクセレンス受験者]

実技試験を通過され、10月29日(火)までに提出いただいた書類による審査を通過された方が「最終合格者」となります。書類が整わないまま(書類未提出、書類不備、受験資格なし)実技試験を受験し、通過されますと「最終合格」とならない上、それまでの免除権利が失効し、次年度以降の免除権利も付与されません。

[認定者]

認定証、資格認定カード、認定バッジは認定者に貸与されるものです。所有者は日本ソムリエ協会となります。第三者への貸与、譲渡、転売などの行為は固く禁止いたします。発覚した場合、法的手続きにより対処いたします(P13参照)。

また証書類の形状は予告なく変更される場合がございます。

認定証



認定バッジ



サイズ:25mm  
裏留金仕様:タイタック式  
※別途有料(5,000円)にてマグネット式への変更も可能です。

※貸与品のため紛失・破損とならないよう取扱いには充分ご注意ください。  
※台布の発行はありません。

資格認定カード



[お問合せ先] 一般社団法人日本ソムリエ協会 事務局

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町17-3 JSAビル2F

電話 03-3256-2020 FAX 03-3256-2022 <https://www.sommelier.jp>

## 呼称資格認定試験における処分基準

不正の手段によって呼称資格認定試験を受け、若しくは受けようとした者に対しては以下1～5を基準として受験禁止期間を決定する。試験終了後に発覚した場合、それまでの免除権利を失効とする。また、合格および認定後に発覚した場合、資格は調査の上、抹消される場合がある。ただし、不正の手段及び違反した行為の内容または情状により下記の受験禁止期間を減免することができる。なお、ソムリエおよびソムリエ・エクセレンス受験者については6まで適用する。

態 様	受験禁止期間
1 虚偽の出願(替え玉受験、無資格受験など)によって試験を受け、若しくは受けようとした者	5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
2 試験の問題・解答を試験室から持ち出した、若しくは持ち出そうとした者 試験合格を目的としない受験をした者	当該受験者および勤務先の全ての雇用関係者(正社員、契約、パート・アルバイト、業務委託等)について、5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
3 不正の手段によって試験を受け、若しくは受けようとした者 不正の手助けをした、若しくは手助けをしようとした者	4年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
4 受験会場において試験官の指示に従わなかった者 他者に迷惑行為を行った、若しくは行おうとした者	1年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
5 試験問題・解答を第三者へ提供、または開示・漏洩した者	1年以上の期間を定めて、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。
6 受験した者、若しくは受けようとした者に対し、虚偽の従事証明を行った勤務先	当該勤務先の全ての雇用関係者(正社員、契約、パート・アルバイト、業務委託等)について、5年間、当協会が主催する試験を受けることができないものとする。

## 呼称資格認定試験における注意事項

### ■ 不正行為

※発覚した場合、当協会ホームページにおいて公表いたします。

次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退出を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また全ての試験科目の成績を無効とし、「処分基準」に基づき対処いたします。

- ① 試験中および試験室において、カンニング(試験の出題内容に関するメモやコピー、教本、参考書等の書籍類を持ち込む、触る、手に持つ、身につける、または机の上に置いたり見たりすること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど)をすること。
- ② 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ③ 試験中および試験室において、電子機器(携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー、無線機、イヤホンなど)を持ち込む、触る、手に持つ、身につける、または机の上に置いたり見たり使用すること。
- ④ 受験者以外の者が受験者になりすまして出願・受験(替え玉受験)をすること。
- ⑤ 「試験開始」の指示の前に問題・解答用紙に手を触れたり問題を見たり解答を始めること。
- ⑥ 問題用紙を試験室から持ち出すこと、問題を書き写したり、撮影・録音をして持ち出すこと。
- ⑦ 解答用紙を試験室から持ち出すこと、解答を書き写したり、撮影・録音をして持ち出すこと。

- ⑧ 試験合格を目的としない受験をすること(試験問題・解答を持ち出すため、試験対策のための受験など)。
- ⑨ 出願申請・解答用紙に故意に虚偽の内容を入力・記入すること。
- ⑩ 試験室において、他の受験者に迷惑となる行為をすること。
- ⑪ 「試験終了」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。
- ⑫ 試験官の指示に従わないこと。
- ⑬ 試験問題・解答を第三者へ提供、または開示・漏洩すること(教育機関への開示、印刷物・SNS・ブログ・ホームページ等での発信・投稿・書き込みなど)。
- ⑭ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

### ■ 感染症対策

※政府の感染症法の位置付けに伴い、変更となる場合がございます。

呼称資格認定試験の受験に当たり、以下の事項に留意してください。

- ① 感染症に罹患し、試験日に入院・療養中の者、および濃厚接触者、体調不良の者(発熱・咳などの症状がある者)は、状況によって受験をお断りする場合がございます。
- ② 感染症により、欠席された場合の受験料の返還および次年度への振替・繰り越しはいたしません。
- ③ 試験室への入室前、入室後は他者との会話、交流、接触を極力控えると共に、試験室内では自席以外に座らないでください。

**注意****ソムリエバッジ等、認定バッジの取扱いに関するお願い**

当協会は呼称資格認定試験に合格後、認定登録申請をされた方に対し、認定バッジの貸与を行っておりますが、当協会が発行・貸与した認定バッジが、インターネット上のオークションサイト等に出品されている事態を確認しております。

当協会が実施している呼称資格認定試験及びソムリエ等の認定は、当協会の目的である「酒類・飲料の普及、公衆衛生の向上に資すること」に照らし、ソムリエ等の育成のためになされるものであり、認定バッジの貸与は、その資格保持者であることを対外的に示すためになされるものです。

また、2017年以降は、呼称資格認定試験の募集要項に「認定証、資格認定カード、認定バッジは認定者に貸与されるものです。第三者への貸与、譲渡、転売などの行為は固く禁止いたします。」と明確に記載し、当該事項に承諾の上で受験をいただいております。

したがいまして、当協会が貸与している認定バッジ等をインターネット上のオークションサイト等に出品したり、第三者に対して譲渡、転売したりする行為は、当協会の業務を妨げ、他人の物を処分する行為として、刑事処分の対象になり得ます。

当協会は、認定バッジ等の模造品の販売、第三者への貸与・譲渡・転売行為について、厳格に対処しております。インターネットオークションサイトにおいて呼称資格認定バッジが出品された事案において、出品されたバッジを落札し、調査により出品者を特定して、当該出品者に対する訴訟を提起しました。同訴訟については、裁判所より勝訴判決を得て、当該出品者に対しては損害金519,096円の支払いが命じられ、損害金の支払いを受けております。

今後も、認定バッジ等の模造品の販売、第三者への貸与・譲渡・転売行為が確認された場合、厳格に対処してまいります。認定バッジは認定者に貸与されるものであり、第三者への貸与・譲渡・転売などはできません。訴訟等の法的措置により対処するほか、資格認定を取り消す場合もありますので、その旨ご理解いただきますようお願いいたします。

呼称資格認定試験に合格され、認定バッジを貸与された資格保持者の皆さまにおかれましては、呼称資格の意義を再度ご確認くださいとともに、資格保持者としての責任ある行動をお願い申し上げます。

**雇用主の方へ**

今般、上記の事例にありましたようにインターネットオークション等で取得したソムリエ等の認定バッジをもとに、資格保持者と偽って求人に応募する者がいるとの情報を得ております。認定バッジを持っているからといってその証明にはならないということをご理解いただき、当協会が認定しておりますソムリエ等の資格保持者を雇用条件とされる場合は、被雇用者に対して資格取得確認のため、当協会発行の「資格証明書」または「資格認定カード」の提出を依頼していただきますようお願い申し上げます。

当協会といたしましても、このような行為は雇用主様だけではなく、当協会の事業に大きな損害を与える行為と言えますので、ご周知の程よろしくお願い申し上げます。